

青森県報

第七十七号

令和元年
十月三十日
(水曜日)

目次

告 示

- 地域福祉の推進に向けた青森県民の意識に関するアンケート調査の実施……………(健康福祉政策課) ……一
 - 地域福祉の推進に向けたアンケート調査の実施……………(同) ……一
 - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
 - 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
 - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……三
 - 基本測量の実施……………(監理課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中 南 地 域 民 局) ……三
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……四
 - 土地改良区の役員の住所変更……………(三 八 地 域 民 局) ……四
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(上 北 地 域 民 局) ……四

告 示

青森県告示第四百一号

地域福祉の推進に向けた青森県民の意識に関するアンケート調査を次のとおり実施

するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

「青森県地域福祉支援計画【第二次】」改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内在住の二十歳以上の者

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 地域福祉に関する状況

(二) 地域福祉に関する意識

(三) 地域福祉に関する行政への要望

2 報告を求める基準となる期日は、令和元年十一月一日とする。

四 報告を求める者

住民基本台帳から無作為抽出した二十歳以上の者二千名とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

令和元年十一月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第四百二号

地域福祉の推進に向けたアンケート調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

「青森県地域福祉支援計画【第二次】」改定のための基礎資料を得ることを目的

とする。

二 調査対象の範囲

県内の相談支援機関等関係機関

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 他分野の相談や複合課題への対応

(二) コミュニティソーシャルワーカー

(三) 福祉サービスの自己評価

2 報告を求める基準となる期日は、令和元年十一月一日とする。

四 報告を求める者

県内三百四十七機関

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

令和元年十一月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第四百三三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目九	居室介護、 重度訪問介護	ニチイケア センターお がわらこ	上北郡東北町大 字上野字南谷地 二三七〇一 パークサイド1 C	令和 元・二・一
指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	所在地	指定期日

株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目九	居室介護、 重度訪問介護	ニチイケア センターし ちのへ	上北郡七戸町字 蒼前四九蒼前ア パート	〃
---------------	----------------------	-----------------	-----------------------	---------------------------	---

青森県告示第四百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	サカエ薬局堅田	弘前市大字八幡町三丁目一の三	令和 元・九・二四
変更後		弘前市大字宮川三丁目二の一	
変更前		平川市館田西和田二〇一の二	
変更後	三笠訪問看護ステーション	弘前市大字堀越字柳元二九三	元・六・一

青森県告示第四百五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

